

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、奈井江町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するとともに、次の事項を定め本町における防災の万全を期することを目的とする。

- (1) 奈井江町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- (3) 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善など災害予防に関すること。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害が出来るだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基 本 法 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- (2) 救 助 法 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
- (3) 町 防 災 会 議 奈井江町防災会議条例（昭和38年条例第1号。以下「防災会議条例」という。）第1条に規定する奈井江町防災会議をいう。
- (4) 本 部 （ 長 ） 奈井江町災害対策本部（長）
- (5) 町 防 災 計 画 防災会議条例第2条第1項第1号に規定する奈井江町地域防災計画をいう。
- (6) 防災会議構成機関 防災会議条例第3条第5項に定める委員の属する機関
- (7) 災害予防責任者 災害対策基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
- (8) 災害応急対策実施責任者 基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
- (9) 要 配 慮 者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
- (10) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
- (11) 災 害 災害対策基本法第2条第1項に定める災害
- (12) 防 災 災害対策基本法第2条第2項に定める防災
- (13) 複 合 災 害 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第4節 町防災計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い町防災計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって町計画の変更（削除）を必要とするとき
- (3) 新たな町防災計画を必要とするとき
- (4) 防災基本計画の修正が行われたとき
- (5) その他町防災会議会長が必要と認めたとき

基本法第42条第4項に基づく防災会議から北海道知事への報告は、次の書類（正本1部及び副本1部）を空知総合振興局地域創生部地域政策課に提出する。

- (1) 市町村防災会議から北海道知事あての報告文
※ 報告文には、作成又は修正年月日（防災会議における決定日）を明記
- (2) 町地域防災計画の修正概要（修正内容を簡潔に要約）
- (3) 町地域防災計画の本文（修正後）
- (4) 新旧対照表

軽微な変更に係る修正を行った場合も上記と同様に提出する。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

区 分	機 関 名	処理すべき事項又は業務の大綱
指定地方 行政機関	札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	1. 国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うこと。 2. 災害時における所管国道の交通の確保を行うこと。 3. 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
	札幌開発建設部 滝川河川事務所	1. 所管河川の維持及び管理並びに災害応急並びに災害復旧を行うこと。 2. 河川管理施設の維持管理に関すること。 3. 所轄河川の洪水予警報の伝達に関すること。 4. 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
	札幌開発建設部	1. 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること。 2. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 3. 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
	北海道総合通信局	1. 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 2. 非常通信協議会の運営に関すること。
	北海道農政事務所 旭川地域拠点	1. 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
	滝川労働基準監督署	1. 事業所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
	札幌管区气象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
自衛隊	陸上自衛隊滝川駐屯地 第10即応機動連隊	1. 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること 2. 災害に関する情報の伝達、収集に関すること 3. 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

区 分	機 関 名	処理すべき事項又は業務の大綱
北海道	空知総合振興局 地域創生部地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道防災会議の決定に基づく空知総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関する事。 2. 防災に関する組織の整備並びに資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関する事。 3. 災害応急対策及び災害復旧対策を実施する事。 4. 市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務並びに業務に対する援助及び総合調整に関する事。 5. 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。 6. 災害救助法に関する事。 7. 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関する事。 8. その他災害発生の防衛又は被害拡大の防止のための措置に関する事。
	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事。 2. 河川の改修、維持管理及び災害復旧の実施に関する事。 3. 水防技術の指導を行う事。
	空知総合振興局 保健環境部 滝川地域保健室 (滝川保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護活動を推進する。 2. 災害時における防疫活動を行う事。 3. 災害時における給水、清掃等環境衛生活活動を推進する事。 4. 食品衛生の指導及び監視に関する事。
	空知総合振興局森林室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 林野火災の予防対策を行う事。 2. 災害時における森林対策の実施に関する事。
	空知総合振興局 空知農業改良普及センター 中空知支所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における営農指導を行う事。
北海道警察	札幌方面砂川警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関する事。 2. 災害情報の収集及び伝達に関する事。 3. 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 4. 犯罪の予防、取締り等に関する事。 5. 危険物に対する保安対策に関する事。 6. 広報活動に関する事。 7. 町及び防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

区 分	機 関 名	処理すべき事項又は業務の大綱
奈井江町	奈井江町役場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町防災会議に関する事務を行うこと。 2. 町災害対策本部の設置及び運営に関すること。 3. 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を行うこと。 4. 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 5. 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 6. 災害情報等の収集及び伝達を行うこと。
	奈井江町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 2. 教育施設の被害調査及び被害報告に関すること。 3. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
消防機関	砂川地区広域消防組合 奈井江・浦臼支署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災及び水害の予消防に関すること。 2. 被災者の避難及び誘導に関すること。 3. 救急業務に関すること。 4. 治安についての協力に関すること。 5. 災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関すること。
指定公共 機 関	東日本電信電話(株) 北海道事業部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における重要通信の確保に関すること。 2. 災害時における非常・緊急通話の取扱いに関すること。
	北海道旅客鉄道 株式会社砂川駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における鉄道等による輸送の確保を行うこと。 2. 災害時における救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等について関係機関への支援を行うこと。
	北海道電力株式会社 送配カンパニー 滝川ネットワークセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電力施設等の防火管理及び災害時における電力の円滑な供給及び確保に関すること。 2. 電力施設の被災状況及び復旧見込等の周知に関すること。
	日本郵便（株） 砂川郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 2. 郵便の非常取扱いに関すること。
	日本郵便（株） 奈井江郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。

区 分	機 関 名	処理すべき事項又は業務の大綱
指定地方 公共施設	空知医師会	1. 災害時における医療機関との連絡調整並びに救急医療及び助産を行うこと。
	北海土地改良区 砂川事業所	1. 所管するダム、水門、樋門、用水路等の防災管理及び災害復旧を行うこと。
公共的団体 防災上重要な施設の 管理者	中空知広域水道企業団	1. 災害時における飲料水の確保に関すること。 2. 上水道施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
	奈井江町商工会	1. 災害時における物価安定について協力をを行うこと。 2. 救済用物資、復旧資材等の確保について協力をを行うこと。 3. 被災会員に対し融資の斡旋を行うこと。
公共的団体 防災上重要な施設の 管理者	新砂川農業協同組合 奈井江支所	1. 災害時における農産物の確保を図ること。 2. 農産物の災害応急対策について指導を行うこと。 3. 被災組合員に対し融資の斡旋を行うこと。
	そらち森林組合	1. 民有林野の火災予消防対策を実施すること。 2. 民有林野の被害調査を行い復旧対策を行うこと。 3. 災害時において緊急復旧用材の供給を行うこと。
	奈井江建設協会	1. 災害時における応急土木工事についての協力をを行うこと。
	北海道中央バス 株式会社	1. 災害時における公共交通機関の確保に関すること。
	一般病院・診療所	1. 医療防疫対策についての協力に関すること。
	一般運送業者	1. 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。
	奈井江町各連合区・行政区 奈井江町民生委員 児童委員協議会	1. 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 2. 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 3. 非常食の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 4. 避難所運営に関すること。
	奈井江町社会福祉協議会 奈井江町赤十字奉仕団	1. 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 2. 非常食の炊き出し及びボランティア活動に関すること。

	危険物関係施設の 管 理 者	1. 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。 2. 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
--	-------------------	---

第6節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、一人ひとりが「災害は、いつか必ずやってくる」という心構えを常に持ち、平常時から非常持出品の用意や避難場所の確認など、災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の心得

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池）の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への支援
- キ 自主防災組織の結成
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の準備

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所等での自主的活動
- オ 町、道及び防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先との供給網の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画の策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先との供給網の確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画として町との連携に努めるものとする。
- (3) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、防災協力員をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第7節 町の地勢

第1 位置及び面積

本町は道央空知の中心部、石狩平野のやや北部に位置し、東は夕張山系で芦別市と、西は石狩川で浦臼町及び新十津川町と境し、南は美唄市、北は砂川市及び上砂川町と接している。

東 経 141度49分～142度3分

北 緯 43度22分～ 43度27分

面 積 88.19平方キロメートル

東西 18.9キロメートル

南北 9.9キロメートル

第2 地 勢

本地域の地形は、東西に細長く東高西低で、東部は山稜地で山脈は連なり最高美唄山の986.9m、東部山ろくから西部石狩川にかけて、やや緩傾斜の平坦地である。

第3 地 質

本町は、低平地が沖積地帯で、東部の夕張山地の裾部には発達した稜波性台地が連続して発達して分布、凝灰岩を母材とする洪積世、堆積土壌、扇状堆積土壌となっている。

第4 気 候

気候は比較的内陸性を示し、最高気温は真夏でも30℃前後、最低気温は1月下旬頃の厳寒期でマイナス15℃前後と、年間を通して、しのぎやすいのが特徴である。春季、夏季は乾燥し、晩夏から秋にかけて多雨である。風向きは、春から秋にかけて南西風の日が多く、冬は北西の風の日が多い。

第8節 災害の概要

本町の災害は、暴風雨による水害が主なものといえる。

過去における主な災害記録

年月日	種別	災害発生概要	建物被害				農業被害		土木被害			その他の被害	被害総額
			全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	田	畑	道路	橋梁	河川		
S50.8.22 ～8.24	水害	台風第6号による豪雨 降雨量181.3mm	棟 —	棟 —	世帯 24	世帯 94	ha 77		ヶ所 10	ヶ所 4	ヶ所 32	林業被害23ヶ所 水道施設3ヶ所	8億4,299 万5千円
S56.8.3 ～8.6	水害	台風第12号による豪雨 降雨量400.4mm	—	7	53	122	669.4		40	2	35	林業被害31ヶ所 北電1ヶ所 水道施設2ヶ所 墓地1ヶ所	66億 9,036万1 千円
S62.9.1	風害	台風第12号による風害 最大瞬間風速 32メートル	—	(一部) 43	—	—	61.5	—	—	—	—	街路樹倒木 電柱断線	2,706万2 千円
S63.8.25 ～8.26	水害	低気圧による豪雨 降雨量212.7mm	—	—	14	107	53	99	27	—	23	林道1ヶ所 水道施設1ヶ所 下水道施設1ヶ所	1億9,133 万9千円
H2.6.25	水害	集中豪雨 1時間降雨量 57.2mm	—	—	—	13	—	—	1	—	—	水道施設1ヶ所 養魚池1ヶ所	345万円
H11.9.25	風害	台風第18号による風害 最大瞬間風速 22メートル	—	(一部) 5	—	—	—	—	—	—	—	農業被害53ヶ所 文教施設1ヶ所 土木被害8ヶ所	420万円
H13.9.9 ～9.12	水害	台風第15号による豪雨 降雨量132.4mm	—	—	—	—	—	—	—	—	—	林道2ヶ所	320万円
H16.9.8	風害	台風第16号による風害 最大瞬間風速 38.4メートル	17	14 (一部) 45	—	—	1,210	85. 7	人的被害3名(軽傷) 林業被害3ヶ所 商工業被害33ヶ所 街灯大看板3ヶ所			農業施設447ヶ所 水道施設1ヶ所 文教施設4ヶ所	2億4,315 万9千円
H17.8.21 ～8.22	水害	断続的な大雨 降雨量101mm	—	—	—	—	0.6	4.1	—	—	—	土木被害3ヶ所	306万8 千円
H22.8.23 ～8.24	水害	断続的な大雨 降雨量104mm	—	—	—	—	—	—	—	—	—	農業施設2ヶ所 土木被害1ヶ所 林道4ヶ所	277万5 千円
H24.2.6 ～3.1	雪害	豪雪による雪害 美唄地区最深積 雪2/17～167cm (平年91cm)	—	(一部) 2	—	—	—	—	—	—	—	人的被害3名 (重傷1名軽傷2名) 農業施設37ヶ所	727万8 千円
H28.8.17 ～8.24	水害	台風第7・11・9号による浸水害 降水量 茶志内332.6mm 大和327.8mm	—	—	—	1	27.9	—	9	—	2	農業被害 ハウス32棟 施設3箇所	4,300万円
H30.9.6 ～9.7	地震	胆振東部地震による全町停電	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自主避難所の開設 炊出し等準備 300人分	—